



# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和2年度 母子保健指導者養成研修事業  
妊産婦のメンタルヘルスケアと  
「産後ケア事業」に関する研修  
令和2年10月12日(月)～11月10日(火)

## 母子保健行政の動向



子ども家庭局母子保健課  
健やか親子21

0

## 母子保健法の概要

**1. 目的**  
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

**2. 定義**  
妊産婦…妊婦中又は出産後1年以内の女子  
乳児…1歳に満たない者  
幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者  
新生児…出生後28日を経過しない乳児

**3. 主な規定**

**1. 保健指導(第10条)**  
市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

**2. 健康診査(第12条、第13条)**  
市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。  
上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

**3. 妊婦の届出(第15条)**  
妊婦した者は、速やかに市町村長に妊婦の届出をしなければならない。

**4. 母子健康手帳(第16条)**  
市町村は、妊婦の届出した者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)**  
市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を初動させて必要な保健指導を行い、診査を受けることを勧奨するものとする。

**6. 産後ケア事業(第17条の2)**  
市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、産後ケアに関する指導又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。  
※令和3年4月1日施行予定

**7. 低体重児の届出(第18条)**  
体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の所在地の市町村に届け出なければならない。

**8. 養育医療(第20条)**  
市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

**9. 母子健康包括支援センター(第22条)**  
市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

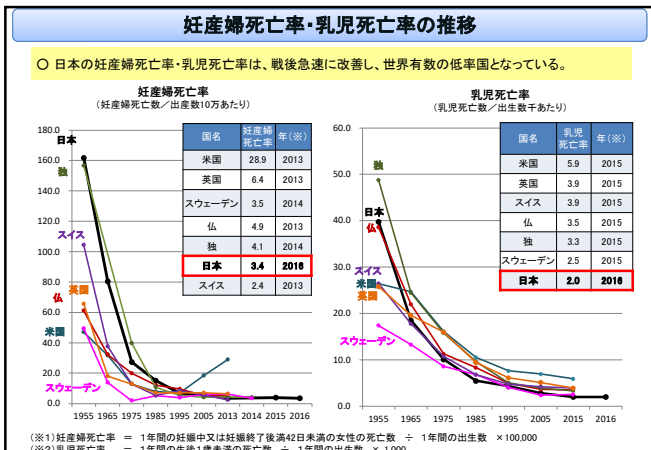
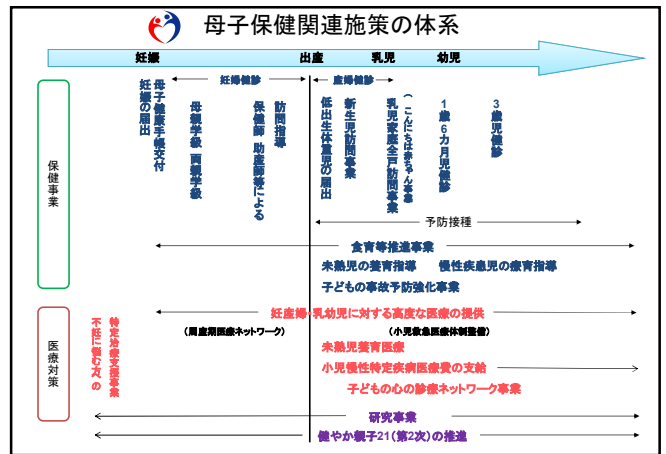
## 我が国の母子保健行政のあゆみ①

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

- 1937年 保健所法の制定
- 1937年 母子保護法、1938年 社会福祉事業法の制定
- 1938年 厚生省(現・厚生労働省)設置
- 1940年 国民体力法の制定、1941年 人口政策確立要綱を決定
- 1942年 妊産婦手帳制度(現・母子健康手帳)の開始**
- 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定**
- 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行**
- 1965年 母子保健法制定 (児童福祉法から独立)・施行(1966年)**

～ 児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実 ～

- 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
- 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
- 先天性代謝異常等検査事業の実施・充実
- 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施・充実
- 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底



## 我が国の母子保健行政のあゆみ②

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善  
○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生き育てる環境の変化

- 1994年 「エンゼルプラン」の策定  
母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ)※平成9年4月施行)
- 1999年 「新エンゼルプラン」の策定
- 2000年 「**健やか親子21**」(2001～2010年)の策定
- 2004年 **不妊治療への助成事業の創設**  
「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
- 2009年 「**健やか親子21**」の**計画期間を4年延長し、2014年までとする**  
※次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するため計画期間をそらえた
- 2012年 子ども・子育て支援法の制定

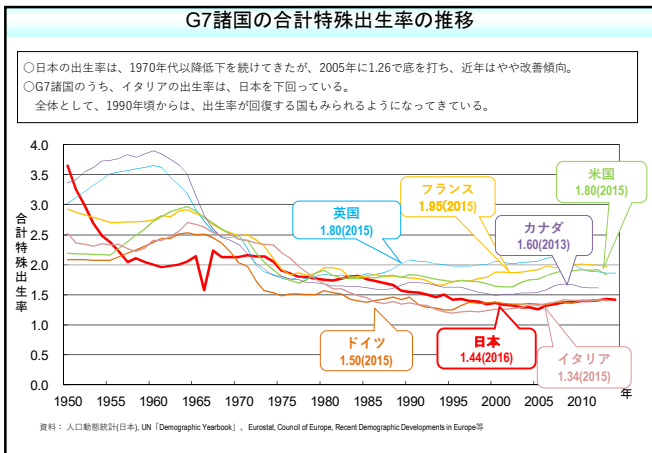
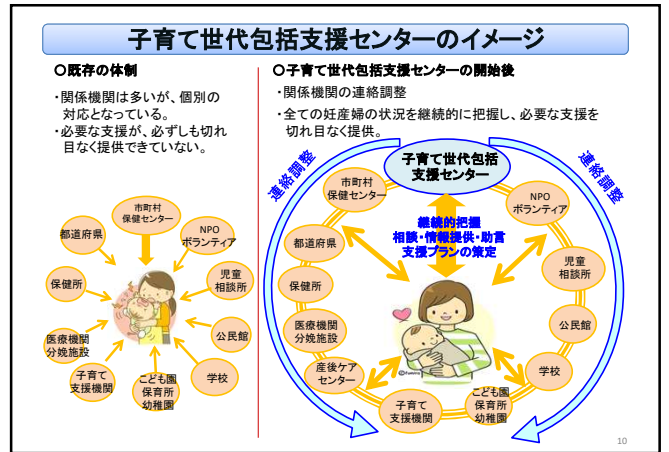
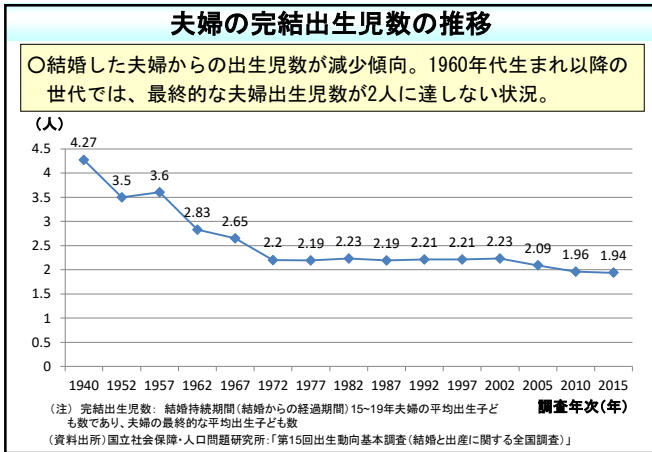
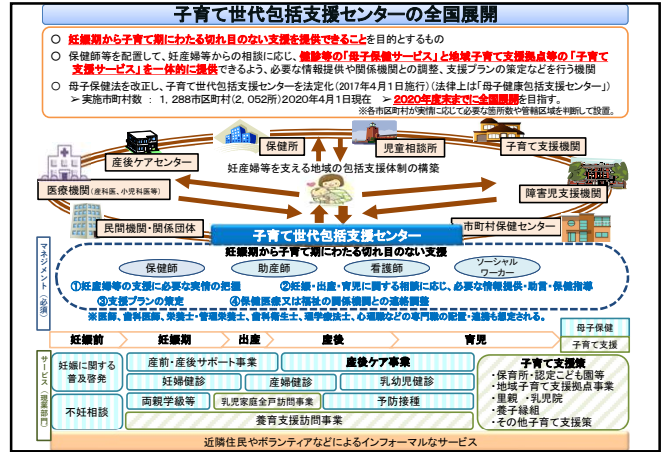
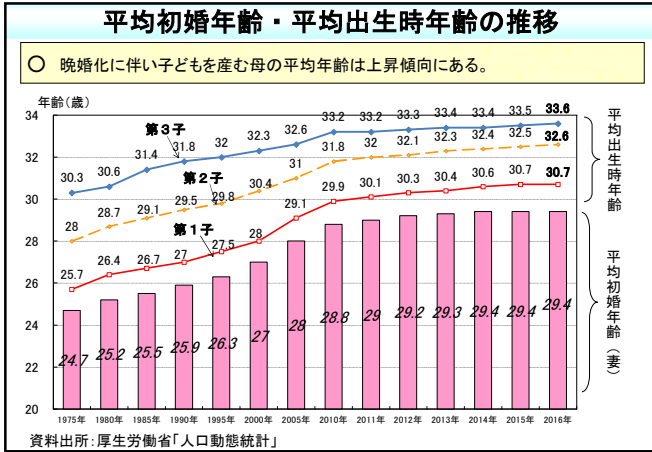
(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に  
○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

- 2015年 「**健やか親子21(第2次)**」(2015～2024年度)の策定  
子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

- 2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)  
※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化  
※母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の全国展開
- 2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)
- 2019年 **母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化)**。令和3年4月1日施行)

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修



### 産前・産後サポート事業

(令和元年度予算) 777百万円 → (令和2年度予算) 1,704百万円

**事業目的等**  
○ 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

**実施主体**  
○ 市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

**対象者**  
○ 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

**事業の概要**  
○ 事業の内容  
① 利用者の悩み相談対応やサポート  
② 産前・産後の心身の不調に関する相談支援  
③ 妊産婦等をサポートする者の募集  
④ 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催  
⑤ 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整  
⑥ **多胎妊産婦への支援(多胎ケアサポート、多胎妊産婦サポート等)による支援**  
⑦ **妊産婦等への育児用品等による支援**  
○ 実施方法・実施場所等  
①「アウトリーチ(ハートナー)型」…実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応  
②「サービス(参加)型」…公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応  
○ 実施担当者 (1)助産師、保健師又は看護師 (2)子育て経験者、シニア世代の者等  
(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい)  
○ 補助率等 (補助率: 1/2) (R2基準額: 人口10~30万人未満の市の場合 月額981,700円等)  
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は501市町村において実施)

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修

### 多胎妊産婦への支援について

○孤立しやすく、産前・産後で育児の負担が多い多胎妊産婦を支援するため、産前・産後サポート事業に支援のためのメニューを創設し、多胎妊産婦への負担感や孤立感の軽減を図る。

■対象：多胎妊婦、多胎家庭  
■実施主体：市区町村 ■補助率：国1/2、市区町村1/2

■事業内容  
①**多胎ピアサポート事業**：補助単価：月額189,000円  
孤立しやすい多胎妊婦及び多胎家庭を支援するため、同じような多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。  
②**多胎妊産婦サポーター等事業**：補助単価：月額408,800円  
○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ、育児等サポーターを派遣し、産前や産後において、外出の補助や日常の育児に関する介助等を行う。併せて、日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。  
○多胎妊婦等へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施する。

<多胎ピアサポート事業>  
○多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。  
○相談支援事業では、多胎妊婦が入院する病院への訪問や多胎妊産婦の家庭へのアウトリーチを実施。

<多胎妊産婦サポーター等事業>  
○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。  
○多胎妊産婦へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施。

### 母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日  
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは  
○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

概要  
○現在、予算事業として実施している市区町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。  
○各市区町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

○実施主体：市区町村  
※事業の全部又は一部の委託が可能

○内容：心身の状態に応じた保健指導  
療養に伴う世話  
育児に関する指導若しくは相談その他の援助

○実施形態：①短期入所型  
②通所型（デイサービス型）  
③居宅訪問型（アウトリーチ型）

○実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設

○実施基準：厚生労働省令で定める基準（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者  
○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携  
○市区町村は、妊娠時から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、  
・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連携調整  
・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行期  
○令和3年4月1日

### 産婦健康診査事業について

(令和元年度予算) (令和2年度予算)  
1, 268百万円 → 1, 826百万円  
(338,180件) (486,801件)

要旨  
産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容  
○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。  
(実施主体：市区町村、補助率：1/2、R2要求基準額：1回当たり5,000円）（令和元年度は671市区町村において実施）  
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。  
(1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。  
(2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。  
(3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

妊婦 出産 産後 産後ケア

妊産婦健康診査(14回)  
※地方交付税措置

産婦健康診査  
2回分を助成  
※産後ケア事業  
※産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

1 産後6か月産婦健康診査  
※地方交付税措置

3 産後12か月産婦健康診査  
※地方交付税措置

乳幼児健康診査(3～4か月児健康診査など)  
※市区町村が必要に応じ実施(地方交付税措置)

### 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）における産後ケア事業の全国展開についての記載

I-2(3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

・特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

### 産後ケア事業

(令和元年度予算) (令和2年度予算)  
2, 551百万円 → 2, 708百万円

事業目的  
○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等  
○市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

対象者  
○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない妊婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者  
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容  
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)  
原則として①及び②を実施。必要に応じて③から⑤を実施。  
① 妊婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)  
② 産婦に対する産後の世話  
③ 産婦及び乳児に対する保健指導  
④ 産婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング  
⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法(実施場所等)  
(1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。  
(2)「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。  
(3)「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。  
(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○補助率等 (補助率：1/2) (R2基準額：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円)  
(利用料については、市区町村が利用料の所得等に応じて徴収)  
(平成26年度は、妊婦・出産包括支援モデル事業の一部として事業実施。令和元年度は941市区町村において実施)

※産後ケア事業を行う施設の整備については、[次世代育成支援対策推進法交付金](#)において補助

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

母子保健及び子どもの慢性的な疾病についての対策

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

[令和元年度母子保健法改正関係]  
○【法律】母子保健法の一部を改正する法律  
○【政令】母子保健法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令  
○【省令】母子保健法施行規程の一部を改正する省令  
○【局長通知】「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について  
○【局長通知】病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの連携について  
○【事務連絡】母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて  
○【参考】母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）に関するQ&A（令和2年3月2日時点）  
○【産前・産後サポート事業ガイドライン】及び「産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月）[PDF形式：554 KB]

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修

### 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業

令和2年度第二次補正  
予算：163億円

○ 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にある。

○ とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。

○ このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

**【事業内容】**

① **ウイルスに感染した妊産婦への支援**  
【実施主体：都道府県等 負担割合：国10/10】  
新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

② **不安を抱える妊婦への分娩前の検査**  
【実施主体：都道府県等 負担割合：国10/10】  
不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③ **オンラインによる保健指導等**  
【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】  
オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員等の費用を補助

④ **育児等支援サービスの提供**  
【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】  
里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

■実施主体：都道府県等、指定都市、中核市、保健所設置市  
■補助率：10/10  
■補助単価：寄り添った支援：15,000円×妊婦数  
医療機関委託：425,000円（1自治体当たり）  
都道府県調整事務費：892,000円（1都道府県当たり）

### 乳幼児健康診査個別実施支援事業

令和2年度第二次補正  
予算：14億円

**事業内容**

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体：市区町村  
■補助率：国1/2、市区町村 1/2  
■補助単価：医科5,930円/1人、歯科3,510円/1人

**1歳6か月児健診**

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

**3歳児健診**

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

※左記法定健診の他、ほぼ全ての自治体で実施している3～4か月児健診も対象とする。

### 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業

【参考：詳細版】

○ 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にある。

○ とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。

○ このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

**【事業内容】**

1. **ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添った支援**

○ PCR検査等により新型コロナウイルスへの感染が確認された妊婦は、症状の有無、程度に関わらず、自らの健康のことのみならず胎児への健康影響等について大きな不安に直面する。

○ さらに、感染した妊産婦は、医師の判断により、分娩が等々切開となったり、出産後に母子分離となる可能性があり、自責の念にかられたりのリスクが懸念される。

○ このため、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、助産師や保健師等が、定期的な自宅への訪問や電話等により、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する。

■実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市  
■補助率：10/10  
■補助単価：寄り添った支援：15,000円×妊婦数  
医療機関委託：425,000円（1自治体当たり）  
都道府県調整事務費：892,000円（1都道府県当たり）

### 成育基本法の概要

○ 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠中又は産後一定期間に於ける者の成育を促進するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第204号）  
○ 2019年12月4日公布

**法律の目的**

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が尊重され、その心身の健全やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に基づき、児童の権利に関する条約の精神に基づき、成育過程の提供に関する施策に關し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の連携を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

**主な内容**

○ **基本理念**  
成育過程にある者の心身の健全やかな成育が図られることを確保される権利の尊重  
成育過程にある者等に対する医療関係者等の切れ目ない連携  
居住する地域にかかわらず科学的知見に基づき適切な医療等の提供  
成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることが可能な環境の整備

○ **成育医療等基本方針の策定と評価**  
国は、成育医療等基本方針を定め、その実施の進捗状況を定期的に評価する。

○ **基本的施策**  
成育過程にある者に対する医療  
成育過程にある者に対する保健  
成育過程にある者、妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発  
成育過程にある者に対する情報の提供  
例：成育過程にある者に対する予防接種に関する記録  
成育過程にある者に対するその他の記録  
その他成育過程に関する事項  
その死の瞬間に関する情報  
調査研究

○ **成育医療等協議会の設置**  
都道府県に協議会を設置  
協議会に厚生労働大臣が任命  
協議会及び協議会に設置する委員の任期は法律で定める。

○ **都道府県の医療計画その他の政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）**

**施行期**

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

### 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業

**【事業内容】**

2. **不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査**

○ 現時点では、妊婦が一般人口集団と比べ、新型コロナウイルス感染症に対するリスクが高いことは示唆されておらず、また、妊娠期間中に、妊婦から胎児に垂直感染し重篤な影響を及ぼす可能性は低いとされている。

○ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々に、不安を抱えて生活を送っている状況にある。

○ このことから、不安を抱える妊婦がかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合には、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

■実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市  
■補助率：10/10  
■補助単価：18,000円（1回を限度）×妊婦数

■補助の条件

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保、
- ③ 感染した妊産婦に対する寄り添った支援（上記1の事業）の実施

**【留意事項】**  
本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いられるという性格のものではない。

### 成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画

**成育基本法第19条第1項**  
（医療計画等の作成に当たつての配慮等）  
第19条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

**政令で定める計画**

- ① 都道府県障害児福祉計画（障害児福祉法第33条の2第1項）
- ② 都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条第1項）
- ③ 自立促進計画（障害者福祉法第11条第1項）
- ④ 都道府県障害者計画（障害者福祉法第11条第2項）
- ⑤ 予防計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第1項）
- ⑥ 都道府県男女共同参画計画（男女共同参画社会基本法第14条第1項）
- ⑦ 都道府県基本計画（国からの協力力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条第1項）
- ⑧ 都道府県健康増進計画（健康増進法第8条第1項）
- ⑨ 都道府県食育推進計画（食育基本法第17条第1項）
- ⑩ 都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項）
- ⑪ 都道府県自殺対策計画（自殺対策基本法第13条第1項）
- ⑫ 都道府県がん対策推進計画（がん対策基本法第12条第1項）
- ⑬ 教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育基本法第76条第2項）
- ⑭ 都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第6条第1項）
- ⑮ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条第1項）
- ⑯ 都道府県計画（子ども・子育て支援法第62条第1項）
- ⑰ 都道府県アルコール健康障害対策推進計画（アルコール健康障害対策基本法第14条第1項）
- ⑱ 都道府県キャンプ等依存症対策推進計画（キャンプ等依存症対策基本法第13条第1項）
- ⑲ 都道府県循環器病対策推進計画（健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項）

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修

## 成育医療等協議会について

- 成育基本法（令和元年12月1日施行）に基づき、政府は、成育医療等基本方針を策定。
- 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成する際に、成育医療等協議会の意見の聞くものとされている。
- そのため、厚生労働省に成育医療等協議会を設置（成育医療等の業務に従事する者、学識経験のある者より20名の委員を任命（任期（2年）））。

### 構成員

秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック 院長	園田 正樹	OI Inc.（シーアイ・インク） 代表取締役
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	中澤 よう子	神奈川県健康医療局 医務監
◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター 理事長	中西 和代	株式会社風韻社たまごクラブ編集部ひよこクラブ編集部統括部長
鎌谷 文明	くればけ法律事務所 弁護士	橋本 直也	株式会社Kids Public 代表取締役
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事	平原 史樹	公益社団法人日本産婦人科医会 副会長
金森 勝雄	富山県舟橋村 村長	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学福祉社会医学講座 教授
神川 晃	公益社団法人日本小児科医会 会長	山田 直子	埼玉県立常盤高等学校 校長
橋元 洋子	社会福祉法人キャンパスの会 理事長	山本 秀樹	公益社団法人日本産科医師会 常務理事
末松 剛子	三重県鈴鹿市長	吉川 優子	一般社団法人吉川慎之介記念基金 代表理事
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

（50音順・敬称略、◎は委員長）

### スケジュール

- 成育基本法に基づき、国が定めるとされた成育医療等基本方針（基本方針）の策定のため、令和2年2月13日に審議開始。
- 基本方針については、成育医療等協議会において意見をとりまとめ、パブリックコメントを実施した上で閣議決定予定。

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一体となって「健やか親子21」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21